

(4) 行政財産使用料徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
都島警察署	<p>行政財産使用料については、行政財産使用料条例第4条に「使用開始の日前に全部を納付させなければならない」と定められており、複数年に渡る使用許可をしている場合は、毎年度、年度開始の前に当年度の使用料が納付されるよう、徴収手続を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、都島警察署においては、継続分に係る使用料（平成25年度分）の徴収に係る決裁の起案を失念し、平成25年5月20日に行ったため、年度開始の前に当該使用料が納付されていなかった。</p> <p>(1) 使用目的：自動販売機の設置 (2) 使用許可期間：平成22年9月1日から平成27年3月31日まで (3) 決裁起案日：平成25年5月20日 (4) 納付日：平成25年6月7日 (5) 使用料（年額）：1,496,980円</p>	<p>行政財産使用料条例第4条に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含めて行政財産使用料徴収事務のルール等について周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。 (以下 略)</p></div>	<p>行政財産使用料徴収事務のルールについて、起案者及び決裁関係者に対し周知徹底を図るとともに、行政財産使用料徴収事務点検表を作成し、再発防止に努めることとした。</p> <p>また、本部施設課から関係所属に対し、行政財産使用料徴収事務の適正処理について周知徹底を図った。</p>